（認定を要しない鉄道事業再構築実施計画の軽微な変更）

第二十六条の二　法第二十四条第五項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、法第二十三条第二項第二号、第三号（利用者の利便を確保する措置に係るものに限る。）、第五号又は第七号に掲げる事項の変更のうち、資金の内訳の変更その他の鉄道事業再構築事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更とする。

2　（略）

（鉄道再生事業の実施に係る協議開始の届出等）

第二十九条　法第二十六条第三項及び第二十六条の二第二項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一・二　（略）

（鉄道再生事業における鉄道事業の廃止の届出）

第三十二条　法第二十六条の二第三項及び第五項の規定により鉄道事業の全部又は一部の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

第七節　自動車地域旅客運送サービス再構築事業

（自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の記載事項）

第三十二条の二　法第二十六条の三第二項第九号の国土交通省令で定める事項は、地域公共交通計画に自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関連して実施される事業が定められている場合には、当該事業に関する事項とする。

（法第二十六条の三第四項の国土交通省令で定める者）

第三十二条の三　法第二十六条の三第四項の国土交通省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　自動車地域旅客運送サービス再構築事業に係るバス路線等において運送を実施している者

二　当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供させようとする者

三　当該者への人員派遣等を行おうとする者

四　前三号に掲げるもののほか、関係する都道府県その他の自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を定めようとする地方公共団体が必要と認める者

（自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定の申請）

第三十二条の四　法第二十六条の四第一項の規定により自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画の認定を申請しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　地方公共団体の名称

二　法第二十六条の三第二項各号に掲げる事項

2　前項の場合において、別表第三の二の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項を記載し、かつ、同表の下欄に掲げる書類を添付しなければならない。

3　道路運送法第五条第三項及び道路運送法施行規則第十四条第三項の規定は、第一項の規定による提出について、道路運送法施行規則第八条第三項及び第十条の三第三項の規定は、前項の規定による書類の添付について準用する。

（認定を要しない鉄道事業再構築実施計画の軽微な変更）

第二十六条の二　法第二十四条第五項ただし書に規定する国土交通省令で定める軽微な変更は、法第二十三条第二項第二号、第五号、第六号又は第八号に掲げる事項の変更のうち、資金の内訳の変更その他の鉄道事業再構築事業の実施に実質的な影響を及ぼさない変更とする。

2　（略）

（鉄道再生事業の実施に係る協議開始の届出等）

第二十九条　法第二十六条第三項及び第二十七条第二項の規定により届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出するものとする。

一・二　（略）

（鉄道再生事業における鉄道事業の廃止の届出）

第三十二条　法第二十七条第三項及び第五項の規定により鉄道事業の全部又は一部の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一～四　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

（新設）